被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

－過去は変えられないが未来は変えられる－

伊方原発運転差止広島裁判

－ パンフレット －

広島原爆から７６年、福島原発事故からわずか１０年

「黒い雨」広島高裁判決から私たちが学ぶもの

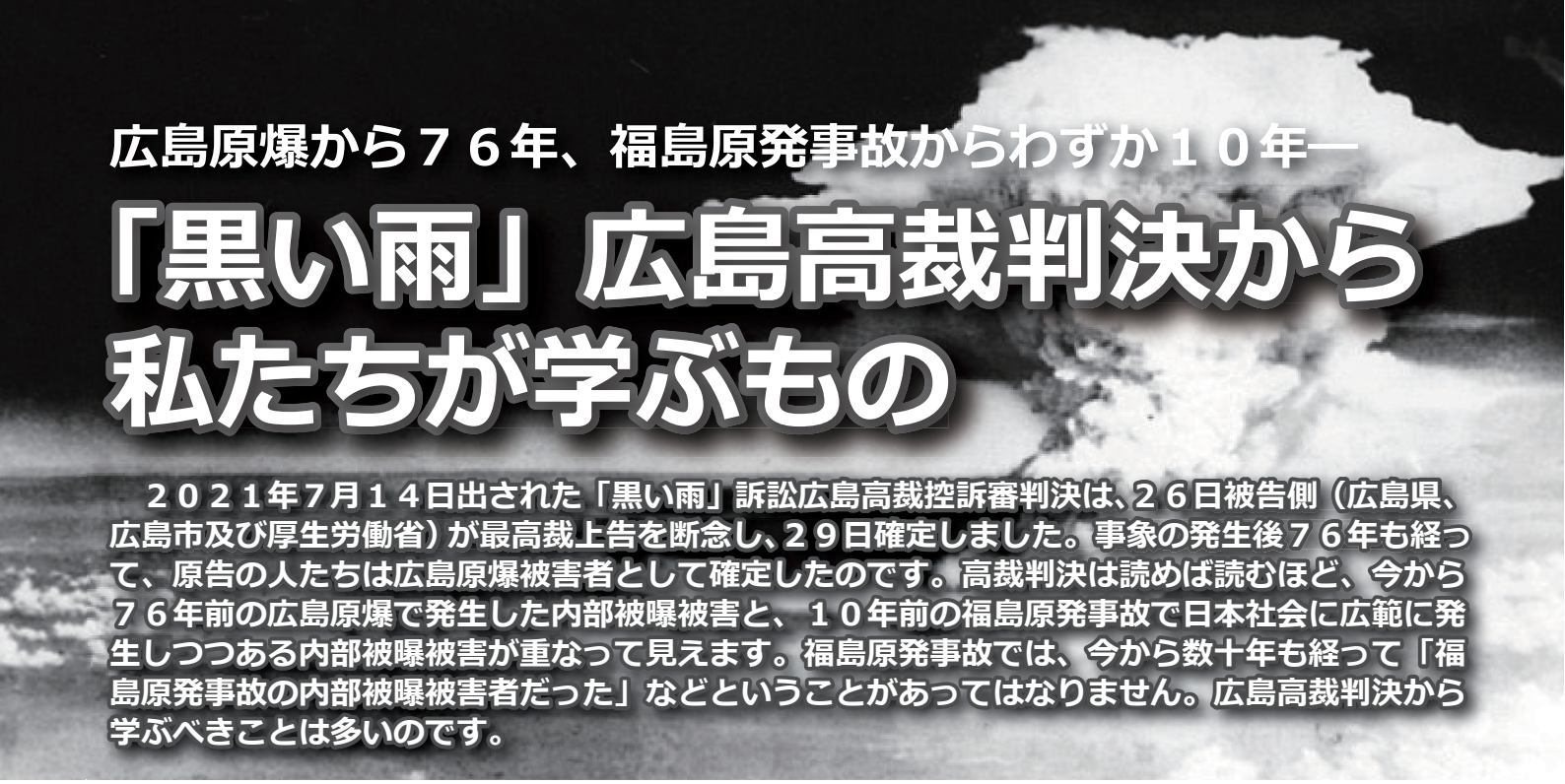

広島原爆から７６年、福島原発事故からわずか１０年―

「黒い雨」広島高裁判決から私たちが学ぶもの

２０２１年7月１４日出された「黒い雨」訴訟広島高裁控訴審判決は、２６日被告側（広島県、広島市及び厚生労働省）が最高裁上告を断念し、２９日確定しました。事象の発生後７６年も経って、原告の人たちは広島原爆被害者として確定したのです。高裁判決は読めば読むほど、今から７６年前の広島原爆で発生した内部被曝被害と、１０年前の福島原発事故で日本社会に広範に発生しつつある内部被曝被害が重なって見えます。福島原発事故では、今から数十年も経って「福島原発事故の内部被曝被害者だった」などということがあってはなりません。広島高裁判決から学ぶべきことは多いのです。

【写真出典】アメリカ軍撮影写真（広島平和資料館蔵より）

広島原爆と福島原発事故

「原爆と原発は全く別物」「この２つを混同するとは非科学的なこと甚だしい」という意見をよく耳にします。しかし「被害の源泉」という点に着目すると決してそうはいえません。

広島原爆の被害の源泉は、核爆発時の①熱線、②衝撃波（ショックウェーブ）、③核爆発で生じた一次放射線（ガンマ線と中性子線が主体）でした。

被爆者援護法ではその１条で「原爆被爆者」を１号、２号、３号、４号と４種類に分類していますが、うち１号被爆者はなんらかの形で上記①から③の被害に遭遇した人たちが多いのです。しかし被害の源泉はそればかりではありません。

ウラン型の広島原爆ではウラン２３５最高濃縮率８９%、平均濃縮率８０%のウランが合計６４kg 使われていました（６０ kg 説もあり）。そのうち核爆発したのは１ kg 弱でした（８００ｇという説もあり）。それでは核爆発して生成された核分裂物質（いわゆる死の灰）はどうなったのでしょうか？また核爆発しなかったウラン２３５などはどうなったのでしょうか？これらは核爆発後、放射性微粒子となって広島市域を中心として広範に拡散し、その後降下し大気や大地を放射能汚染したのです。中には広島原爆の火事場嵐で発生した煤煙に混じって、折からの降雨とともに地上に降り注いだケースもあります。これが「黒い雨」です。

人びとはこうして広島を中心に広範に降り注いだ「放射性降下物」（その中心は「死の灰」やウランなどの微粒子）に内部被曝し様々な、がんばかりではない病気を発症し、あるいは死んでいきました。この過程には何十年もかかったケースもあります。なかには広島原爆の放射能のせいだと知らずに病気になった人、亡くなった人も多かったと推測されます。

被爆者援護法でいう「１条２号被爆者（いわゆる入市被爆者）」や「１条３号被爆者（身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者）」はこうした放射性微粒子に何らかの形で内部被曝した人たちでした。つまり被爆者援護法の規定は、最初から「内部被曝被害者」を想定していたのです。

広島原爆「リトルボーイ」の仕様

形式	砲身型ウラン原爆
重量	4,400 kg
全長	3.3 m
最大直径	71c m
コルダイト爆薬（起爆剤）	ニトログリセリンとニトロセルロースからなる無煙火薬
発射リング	濃縮率89%のU235が25.6kg
標的リング	濃縮率89%のU235が24.4kg、濃縮率50%のU235が14kg、計38.4kg
平均濃縮率	濃縮率80%のU235約64kg
核爆発量	実際に核爆発したのは約1kg弱（800g程度）
爆発力	TNT火薬換算15kt（±20%）

【参照資料】　英語Wikipedia『Little Boy』、『The Nuclear Weapon Archive』の『8.1.3 Little Boy』の項。（U235使用量については諸説あるが最も確実な資料を参照した）

砲身型ウラン原爆はその後５発製造されたがすぐ廃棄。核実験を含め核爆発したのは広島原爆だけ。

リトルボーイ

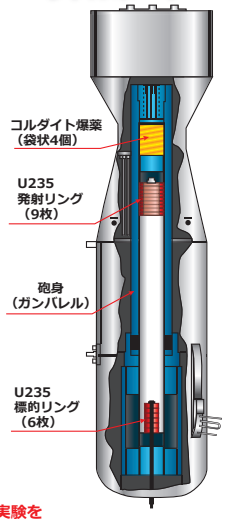

福島原発事故の放射能

福島原発事故の被曝被害の態様も、実は「黒い雨」訴訟の原告の人たちのそれと全く同じです。確かに福島原発事故のような原発事故では、核爆発は発生しません。

（ウラン２３５を原料に核爆発させるためにはウラン２３５の濃縮率を９０%以上としなければならない。広島原爆の最高濃縮率では本来設計通りの核爆発は起こらない。前述の通り核爆発したのは 1kg 弱。一方、原発のウラン２３５濃縮率は５%未満に抑えられている。福島原発の場合平均約４%と見られる。核爆発は起こりようがない。）

しかし核爆発と、原発の原子炉内で起こっている現象は、「核分裂連鎖反応」としては全く同じです。広島原爆のように一瞬（１００万分の１秒）で核分裂連鎖反応が終了（核爆発）するか、原発のように３年程度の時間をかけて終了するかの違いがあるだけで、核分裂生成物（死の灰）を生成する機序は全く同一です。違いはその量です。広島原爆では精々 1kg のウラン２３５が生み出す死の灰の量でしたが、福島原発の場合、１から３号機の原子炉内には新燃料換算で約３１３トンのウラン燃料がありました。ウラン２３５の平均濃縮率を４%と見れば、ウラン２３５の量は１２．５２トン。広島原爆の 1kg 弱と福島原発事故の１万２５２０ kg と、その量は比較にならない規模の違いがあります。

（もちろん福島原発事故では、原子炉内の「死の灰」がすべて環境に放出されたわけではない。その量は精々５%以内だろう。だとしても、その量は広島原爆に比較して極めて大きい。）

もし広島原爆で内部被曝被害が生じたなら、福島原発事故でも生じているはずです。死の灰による「内部被曝被害」という点では、「黒い雨」被曝被害と福島原発事故での被曝被害は、質的に見て、また態様から見て寸分変わらないからです。この点で「原爆」と「原発」は同じです。

「黒い雨」被曝被害者とはなにか？

「黒い雨」訴訟の原告（８４名）の人たちは、これまで原爆被爆者ではありえない、とされていた地域で広島原爆に遭遇した人たちでした。しかし自分たちはもしかすると広島原爆の放射能で健康を失った、あるいは家族や親戚を失ったのではないか、と疑いを抱き続けてきた人たちでもありました。やがて疑いは確信に変わり、広島市や広島県に被爆者健康手帳を申請したところ、市や県はこれを却下、納得のいかない原告の人たちは、ついに広島原爆から６８年も経った２０１５年、広島地裁に「被爆者認定」を求めて提訴しました。

広島地裁（高島義行裁判長、久保田寛也裁判官、塚本友樹裁判官）は原告の訴えを全面的に認め、２０年７月２９日、被告広島市及び広島県に被爆者健康手帳の交付を命じました。市及び県は参加行政庁である厚労省（国）に引きずられる形で、地裁判決を不服とし広島高裁に控訴しました。

この訴訟は、広島における『「黒い雨」に曝露した者』の、「被爆者」該当性を問う初めての訴訟でした。この意味でこの訴訟は、広島原爆で内部被曝被害が単独で存在したかどうかを問う最初の訴訟でもありました。爆心からこれほど遠く離れた人びとが原爆被害源泉の、前述①、②、③に遭遇することなどはありえなかったからです。

またこの点で「黒い雨」原告の立場は、福島原発事故被曝被害者のそれと全く同じでした。

被害内容	原爆	原発
① 熱線被害	○	×
② 爆風被害	○	×
③ 高線量外部被曝被害	○	×
④ 低線量内部被曝被害	○	○

広島高裁控訴審判決

広島高裁は、２０２１年７月１４日、被告（控訴人）広島県及び広島市そして参加行政庁である厚生労働省の訴えを全面的に退け、「黒い雨」訴訟控訴審において、原告８４名全員への被爆者健康手帳の交付を広島県及び広島市に命じました。（西井和徒裁判長、絹川泰毅裁判官、澤井真一裁判官）

しかも、広島地裁判決が「原告全面勝利」だとするなら広島高裁判決は、後でも見るように「原告完全勝利」だったのです。そして、実はこの勝利は、福島原発事故放射能被害者の勝利でもありました。それを次にみていきましょう。

さながら「被爆者援護法成立小史」

判決文は、原告・被告双方が提出した証拠書面を綿密に読み込んで、被爆者援護法の立法化のプロセスをたどっていきます。そして現行１９９４年制定の「被爆者援護法」の前身が、１９５７年（昭和３２年）制定の「原爆医療法」及び１９６８年（昭和４３年）制定の「原爆特別措置法」にあることを明らかにして行きます。それも陳情書や行政メモ、国会審議の過程、専門家会合の議論などを追っていき、被爆者援護法の精神や立法趣旨を突き詰

めていきます。判決文とはいいながら、それはさながら「被爆者援護法成立小史」を読む思いがします。

国家補償的配慮

中で見過ごせないのが、被爆者援護法制定の立法精神でしょう。「原爆医療法」もその発展形態である「被爆者援護法」も、その背景には「国家補償」の考え方が横たわっているという点です。判決文から引用します。引用するのは１９７８年最高裁判決です。争点は日本に不法入国した外国人にも、原爆に遭遇していることが認められれば、原爆医療法適用が認められるのかという点でした。最高裁は不法入国の外国人にも原爆医療法は適用されるとし、次のように説示します。

「･･･しかしながら，被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては，原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで，かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり，しかも，被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法はこのような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり，その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることはこれを否定することができないのである。」（判決文８３頁。下線は引用者）

前の戦争（便宜的に「中国・アジア・太平洋戦争と呼んでおきましょう）は、日本国が戦争の主体であった、この戦争で犠牲となった人びとは多かった、にも関わらず、原爆被爆者だけに特別に国家補償配慮をするのは、その被害が「特殊な被害」（放射能被害）だからだ、という趣旨でしょう。実はこの考え方は、福島原発事故被害者にもそっくりあてはまります。原発はなにも原子力事業者が国家の意思とは無関係に勝手に推進してきたわけではありません。まさに国策だったのです。福島原発事故はその国策の失敗・破綻によって生じました。そして大量の放射能を環境にタレ流し、それら放射能によって多くの人たちが、避難・移住を余儀なくされ、超長期的なタイムスパンで内部被曝影響を被っている、まさに「特殊な被害」であり、ならばその救済は、原爆被爆者同様、国家補償的配慮で行われなくてはならないでしょう。まったく瓜二つの被害構造だからです。それがものの道理というものです。

広島高裁控訴審の争点と裁判所の判断

前述のように被爆者援護法は、その１条で健康手帳が交付される「原爆被爆者」を１号から４号まで規定しています。いろいろ細かい規定はありますが、簡単にいうと１号は、「原爆の直爆を受けたもの」とまとめることができ、広島の場合、爆心地から半径２ km 以内に居住していた人たちが主に該当します。２号は「投下後市内に入り放射線被曝したもの」とまとめることができ、もっと分かりやすくいえば「入市被爆者」です。４号は「胎内被爆者」です。

３号は援護法によれば、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と規定されています。

今回「黒い雨」訴訟原告の人たちは、「３号被爆者」だと主張し、市や県（実質的には国）は該当しないと主張しました。従って重要争点は、原告らが「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」であるかないかです。

高裁判決は次のように判示します。

『「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり，ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され』る、としています。（判決文１５１頁。下線は引用者）

ここで判決は、原爆被爆者の要件（１条３号の該当性）について、「原爆の放射能により健康被害が生ずること」が「推認できる」ではなく、「否定できない」事情のもとにおかれていた者を幅広く原爆被爆者として認定しているのです。

これは内部被曝被害を考えるとき極めて重要な規定です。特定の放射能（原爆の放射能でも福島事故の放射能でも劣化ウラン弾の放射能でもなんでもいいのですが）と、「内部被曝被害」を特定の放射能と結びつけて、科学的にその因果関係を立証することは極めて困難です。さらにこれから人間の細胞に関する医科学が進歩して、放射性微粒子の細胞に対する、あるいは遺伝子やその抱えるゲノムに関する、あるいはそれら全体の動的なメカニズムなどが解明される日がくれば、その科学的立証は可能でしょう。現在の医科学や分子生物学では、疑いあるいは極めて有力な状況証拠にとどまります。

その時、放射性微粒子による内部被曝と健康影

響の間には、全く因果関係はない、と言い切れるでしょうか？いやむしろ、科学的に立証できないだけで、強い疑いが存在しているのです。

人の命と健康を、放射性微粒子による内部被曝被害から守るという立場からは、この高裁判決のように「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」は、全て「原爆被爆者」（放射能による被曝者）と考える他はありません。

福島原発事故被害者との相似

試しに、「原爆被爆者」を「福島事故被害者」に置き換えてみましょう。「福島原発事故の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」は、全て福島原発事故によって放射能被曝被害者と考えることができます。福島原発事故では、通常の生活ではありえないような人工放射能に、福島県を中心に広範な人びとが曝露しました。特に、軽い希ガスで遠方まで届きやすいヨウ素１３１は、北は北海道の泊原発、南は九州の川内原発でも、福島原発事故由来のそれが検出されています。極端ないい方をすれば、沖縄を除く日本全国が福島原発事故由来の放射能に曝露したのです。当然「内部被曝被害」は、発生していると考えることができます。病気として現に発症していなくても、それは将来発症するかもしれません。「被曝被害が生ずることを否定できない事情の下に置かれていた者」を「被曝被害者」と考えなければ人の命と健康は守れません。

厚生省衛生局の準備した想定問答集

じつは「放射能被曝被害」のこうした特徴は、広島原爆投下直後から専門家の間では知見共有されていました。

前述のように原爆医療法は１９５７年に制定されますが、この法案の国会審議に備えて、厚生省（＝当時）衛生局は、「法律案予想質問事項」と題する内部文書を作成します。いわば想定問答集です。この問答集では「問５　原爆症とはなにか」という問いを立てておいて次のように答えています。

「…しかし現在の医学においては未だ解明されないものが被爆者に加わっていることも想像されるところでありまして，例えば被爆者が一見老化現象が早く現れるように感ぜられること，疾病に対する抵抗性が弱いこと等が考えられるのであります。瘢痕につきましてもケロイドの発生が特に多くあったことは御承知の如くでありまして瘢痕れん縮による機能障害を治療するにおきましてもその治ゆが困難を伴っていることが経験されております。」（同判決文４９頁）

「老化現象が早い」ことは、今日では「非特異老化」として、また「抵抗力が弱い」ことは、今日では「免疫監視機構の機能低下」として、低線量被曝、特に内部被曝被害の特徴として定式化されている現象です。これらは確定した病名が存在するわけではありませんが、「放射線被曝被害」（特に内部被曝）の一形態であり、これがさらに進むと「原爆ぶらぶら病」として知られる症状となります。

まことに「放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」を「放射能による被曝被害者」と考えることには科学的合理性があるといわなければなりません。

この意味で広島高裁判決のこの判示は、福島原発事故後、これから日本社会の其処此処で顕在化するであろう内部被曝被害に対処する一つの重要な指針といわなければなりません。

内部被曝の危険

「黒い雨」原告の被った被曝被害は、「内部被曝」と呼ばれる被曝形態です。従ってこの訴訟の隠れた重要争点は、「黒い雨曝露者に内部被曝被害は可能性としてもあったのか、なかったのか」だったといっても過言ではありません。

被告側、特に国は「内部被曝被害はありえない」とし、原告側は「内部被曝被害を受ける可能性がある」と主張し、鋭い対立を見せました。

もっとも国は、「黒い雨曝露者」に内部被曝が生じた可能性を否定していません。国が主張するのは、（１）これだけ低線量で放射線被曝被害が生ずる筈がない、（２）内部被曝も外部被曝もそのリスクは同じであり、内部被曝が特に危険というわけではない、とする２点です。

放影研の主張

日米共同出資の公益財団法人放射線影響研究所（放影研）は、福島原発事故の翌年２０１２年１２月「残留放射能に関する放影研の見解」（「放影研見解」）を公表しました。国側はこれを今回控訴審に証拠として提出しています。その「放影研見解」は次のように、国側を代弁しています。

「依然として『内部被曝は外部被爆よりも1,000倍危険』などと心配されていますが，これを説明する科学的根拠はありません。」

「ただし重要なことは，どちらの場合でもリスクの大きさは,がん発症の当事者たる細胞（組織の幹細胞と考えられる）が受ける放射線の量に依存し，被曝が外部か内部かの問題ではないということです。･･･このような知見から，国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）は，体内に取り込まれた粒子からの放射線（つまり『内部被爆』）によるがん化について，放射性物質が全身に均等に分布した場合に『外部被爆』と同等になり，偏在した場合にはむしろ低下するのではないかと考えています。」（同判決文１３２頁から１３３頁）

一見意味不明な文章ですが、主張したいことは次のようにまとめられます。

（１）低線量被曝で発症するのはがんである。
（２）被曝影響は、被曝線量に依存するのであって、線量が同じならば内部被曝も外部被曝もその危険（リスク）は同じである。
（３）内部被曝は、放射性物質が体内で偏在した場合、そのリスクは外部被曝以下になる。

こうしてまとめてみると、その主張は古ぼけたＩＣＲＰ学説のくり返しに過ぎないことがわかります。傑作なのは、「放射性物質が全身に均等に分布した場合に『外部被爆』と同等になり」とする点でしょう。「全身均等に分布する内部被曝」などは仮定としてもありえません。内部被曝は常にホットスポット状（放影研見解でいう“偏在”）の被曝となります。こうしたありえない仮定をもちだしてもっともらしく科学的外観を装うのがＩＣＲＰ学説の大きな特徴です。

外部被曝を評価する線量で内部被曝は評価できない

次に国側は「リスクは線量に依存する」と主張しますが、その「線量」なるものは、吸収線量（グレイ）にしても実効線量（シーベルト）にしても、あくまで外部被曝評価のために用いられている実用量です。内部被曝評価のために用いられている「線量」ないし線量体系は存在していません。内部被曝評価のための線量ないしその線量体系の必要性はほかならぬＩＣＲＰが１９９０年勧告で主張したところです。ところがその１７年後の２００７年勧告でもＩＣＲＰは内部被曝を評価するための「実用量は定義していない。」（同勧告項目番号１３７）と公言する始末です。内部被曝を評価する実用量（線量や線量体系など）を作る気はさらさらない、と考えるのが自然でしょう。

外部被曝と内部被曝は、その被害の形態、メカニズム、機序が全く違う被曝形態です。内部被曝を正当に評価するには、内部被曝を評価する線量あるいは線量体系が必要となります。

「線量が同じなら内部も外部もリスクは同じ」とＩＣＲＰは、放影研や国と共に主張しますが、全く被曝メカニズムの違う外部被曝を評価する線量体系を使って、内部被曝を評価するのですから、内部も外部もリスクが同じになるのは当たり前です。厚労省はこれを「科学的」と称するわけですが、虚仮威しもいいところです。

広島高裁判決の判断

広島高裁控訴審判決はこのような「エセ科学」に誤魔化されませんでした。

判決文は、「矢ヶ崎克馬意見書」や「大瀧慈論文」、８４人の原告陳述書など原告側（被控訴人側）が提出した膨大な証拠書面を読み込みながら、「黒い雨の人体影響」と題する一節を設け次のように判示しています。

「（ア）黒い雨による内部被曝

黒い雨の降る空間には放射性微粒子が充満するため、雨に打たれても打たれなくとも呼吸による内部被曝がもたらされる。また、黒い雨は大地に生育される野菜などの表面に付着して農作物を汚染し、さらに、黒い雨が土壌を汚染し、放射性微粒子が根から吸収され農作物を汚染する。これら農作物を食べることで、内部被曝をもたらす。加えて、黒い雨が流れ込んだ池や川の水に接すると水が媒体となって内部被曝をもたらす。つまり、水に浸けた物には放射性微粒子が付着し、水を飲むと内部被曝する。

（イ）内部被曝の危険性

内部被曝は、外部被曝に比べ、次のような特徴を持ち、より危険性が高いということができ、<u>放射性微粒子１個で内部被曝するだけで、可能性としては、身体に原爆の放射能の影響を受ける事情が出現することになる。</u>

ａ 内部被曝では、外部被曝ではほとんど起こらないアルファ線・ベータ線による被曝が

生じる。（高 LET 被曝）

b ガンマ線と比較すると、局所的な被曝であるために分子切断の範囲が狭く、放射線到達範囲内の被曝線量が非常に大きくなる。（ホットスポット被曝による局所超高線量被曝）

c 放射性微粒子が極めて小さい場合、呼吸で気管支や肺に達し、飲食を通じて腸から吸収されたり、血液やリンパ液に取り込まれたりして身体の至る所に巡回し、親和性のある組織に入り込み、停留したり沈着したりする。

d 身体中のある場所に定在すると、放射性微粒子の周囲にホットスポットと呼ばれる集中被曝の場所を作る。バイスタンダー効果（放射線を照射された細胞の隣の細胞も損傷すること）等を考慮すると、ＤＮＡに変性を繰り返させ、癌に成長させる危険を与える。（「細胞間通信の異常」や「ゲノムの不安定性」）

e 放射性物質が体外に排出されるか減衰しきるまで、継続的に被曝を与え続ける。（慢性内部被曝あるいは複数回ヒット）

f 外部被曝の場合には低線量と評価される状態であっても、内部被曝の場合には桁違いの大きな被曝を与える。」

（同判決文１３９頁から１４０頁。下線は引用者及び青字（　）内は引用者による補足）

このように、高裁判決は、被告側（国）の主張する「内部被曝」に関するＩＣＲＰ学説を真っ向から否定しました。

さらに高裁判決は、国がしきりに強調する「科学性」や「科学的であること」について次のように批判しています。

「科学的知見を踏まえることが重要であることは当裁判所もともとより否定するものではないが，被爆者援護法１条３号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断に当たっては，原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができるか否かという観点から，科学的知見を用いるべきであり，例えば，それまで原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができると考えられていたけれども，最新の科学的知見により，その結論に疑義が生じたというのであれば，被爆者援護法１条３号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するという結論を導く方向で用いるべきである。」（同１７０頁。下線は引用者）

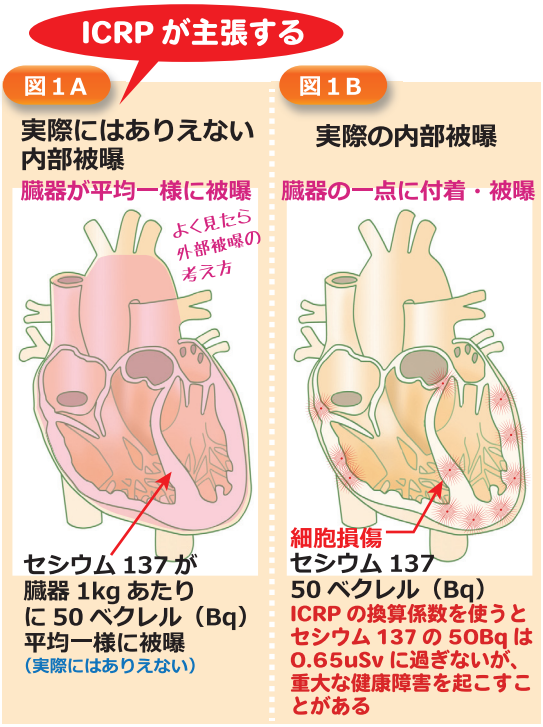

これも判決の指摘する通りで、「最新の科学的知見」は、ヒトの命や健康を守る方向で使われなくてはなりません。

福島原発事故による内部被曝被害への波及

さらに高裁判決は、被爆者認定において「現に疾病を発症していることを要件としない。」とも判示しています。この点、広島地裁判決がいわゆる４０２号通達でいう障害発症を１条３号被曝者認定の要件としていたことに比較すると、内部被曝被害に関するより深い洞察のもとで生まれた判断だといわざるをえません。

（４０２号通達による障害とは、造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害、などを指す。被爆者援護法では、“がん”ばかりでなく、幅広い非がん性機能障害を認定要件として認めていたことがわかる。）

たとえば、前述の「非特異老化」や「免疫監視機構の機能低下」などは、具体的病名で特定できません。しかし低線量内部被曝被害特有の現象であることは否定できません。また現に疾病を発症していなくとも、超長期的な影響がないとはいえません。現在はまさに「休火山の如き状態」（１９５７年２月厚生省「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案審議」で使われた言葉。同判決文４６頁）なのかもしれません。こうした超長期にわたる内部被曝被害特有の特徴を考えると、具体的疾病発症を要件としないとする判断は、内部被曝被害を深いところで捉えた判断といわざるをえません。これも福島原

発事故による内部被曝被害を考える上で重要な指針となることでしょう。

また判決は、「黒い雨降雨域」を宇田雨域、増田雨域、大瀧雨域などこれまでに出された研究を詳細に検討しながら、降雨量の多寡で線引きはできないとも判示しています。まさに内部被曝被害で、地理的なあるいは行政区画的な線引きは不可能なのです。この点も福島原発事故の被害対応を考える際、重要な指針となる判示でしょう。

国が本当に懸念すること —福島事故への影響

これまで見てきたように、広島高裁判決文の「広島原爆の放射能」や「黒い雨」を、「福島原発事故の放射能」と読み替えてもそのまま通用します。これは今回高裁判決が、福島原発事故を巡る様々な問題に直接・間接に影響を与えることを意味します。

実は首相官邸や厚労省官僚も同じことを考えていました。７月１４日の高裁判決後、国は市や県に最高裁上告を強硬に迫るのですが、このやりとりの過程で、厚労省は福島原発事故被害への波及を持ち出して市や県に最高裁上告を迫っています。（例えば７月２３日広島で行われた広島市、広島県、厚労省、法務省４者の実務者協議）

また最高裁上告断念を決定した７月２６日（上告期限は２８日）には、新聞紙上にもこの厚労省幹部や首相官邸幹部の懸念が伝えられるようになりました。**「厚労省幹部は、判決が確定すれば、福島原発事故での周辺住民への対応にも影響が出る可能性があるとし、『これまでの施策が根底から覆されかねない』と語った。首相周辺も『消費税増税で賄わなければならないくらいの補償金が必要になるかもしれない』と話していた。」**（７月２７日付け朝日新聞大阪本社版２面）また　最高裁上告断念に伴う首相談話も、**「『黒い雨』や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり」**（７月２７日付け内閣総理大臣談話）と、「判決の内部被曝評価は受け入れられない」という趣旨の文言が挿入されています。国が本当に懸念するのは、福島原発事故への波及なのです。

高裁判決の歴史的意義

伊方原発広島裁判原告団は、福島原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）（福島県田村市）や他福島原発事故被害５団体とともに７月１９日、厚労省、広島県、広島市に対して「最高裁上告断念」の申し入れを行いました。

その申入書は、次のように結んでいます。

「今回高裁判決が、福島原発事故後、日本社会を覆う内部被曝被害に対処する、一つの重要な指針となっていることを忘れるべきではない。今回高裁判決を受け入れ、被爆者援護行政の根本的見直しを計ることこそ、福島原発事故後の、日本社会における正しい内部被曝被害対策への第一歩となることを知るべきであろう。」

幸いにして高裁判決は被告側の上告断念で、判決として確定しました。今後は高裁判決を一つの重要な指針として、福島原発事故後の内部被曝対策を実施していかなければなりません。まだまだ間に合います。事故からはまだわずか１０年しか経っていないのですから。

【表紙写真説明】
上：2021 年 7 月 14 日 15 時 05 分、広島高裁控訴審判決日、旗出しの様子。喜びの声に応える、原告で「黒い雨訴訟支援の会」事務局長の高東征二さん。
下：2021 年 7 月 14 日 14 時 20 分頃、広島高裁控訴審判決日、判決言渡し前、広島高裁に向かって入廷行進をする原告・弁護団・支援者ら。
（撮影：Sarah Amino）

私たちの活動は、みなさまの御寄付で支えられております。
この場をかりて、厚く御礼申し上げます。

【お問い合わせ・連絡先】
伊方原発広島裁判事務局
〒733-0012　広島市西区中広町 2-21-22-203
E-mail：saiban_office@hiroshima-net.org
https://saiban.hiroshima-net.org
090-7372-4608

振込口座の御案内（ゆうちょ銀行）
口座名◆ 伊方原発広島裁判応援団
口座記号番号◆ ０１３６０－８－１０４４６５
他行からの振り込み◆ 店名（店番）：一三九（１３９）
預金種目：当座
口座番号：０１０４４６５
（ゆうちょダイレクトのご利用をお奨めします）

【発行】2021 年 8 月